

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たるときには、  
日が休日に当たる翌日)

告

示

## 鳥取県告示第三百八十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十七年四月六日

氏名	鳥取県知事 平 林 鴻 三
登録の記号及び番号	登録の年月日

渡邊 貴  
鳥医第二、七二六号  
昭和五十七年二月二十四日

## 鳥取県告示第三百九十号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十七年二月鳥取県告示第百八十三号中訂正  
被爆者一般疾病医療機関の指定  
土地改良事業計画の樹立  
第五次鳥獣保護事業計画の解除（三件）  
指定施業要件の変更予定の保安林（二件）  
林業種苗法による生産事業者の登録  
基本測量の終了  
土地收回法による土地の立入り  
鳥取県収納代理金融機関の指定  
鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正  
收入証紙の小売りさばき人の指定  
かいの指定の一部改正

昭和五十七年四月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

正

誤

昭和五十七年二月鳥取県告示第百八十三号中訂正

指定年月日	名 称	所 在 地
昭和五十七年四月一日	武田医院	日野郡溝口町溝口二六六
"	二部診療所	日野郡溝口町二部一五五四一四
"	板倉医院	日野郡日南町多里二二五
"	佐伯医院	日野郡江府町江尾一九九七
"	石見診療所	日野郡日南町上右見七六六一一
"	生田医院	日野郡江府町武庫四五〇一一二
"	佐伯医院	日野郡日野町黒坂一四四一一一
"	遠藤歯科診療所	日野郡日野町江尾一〇五三
"	溝口歯科診療所	日野郡溝口町溝口六九五一一
"	入沢歯科医院	日野郡日南町生山六九〇

規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年四月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年四月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百九十一号  
鳥取県告示第三百九十二号  
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第一条ノ二第一項の規定に基づき、第五次鳥獣保護事業計画をたてたので、同条第四項の規定により公表する。

昭和五十七年四月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十二月十四日付けで八頭郡智頭町大字真鹿野六七番地谷口泰一ほか十九人の者から申請のあつた県官で行う土地改良（智頭地区ほ場整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の

一 第五次鳥獣保護事業計画の期間

昭和五十七年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで

二 第五次鳥獣保護事業計画の内容

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課、  
鳥取県鳥取地方農林振興局林業課、鳥取県八頭地方農林振興局林業課、鳥  
取県倉吉地方農林振興局林業課、鳥取県米子地方農林振興局林業課及び鳥  
取県日野地方農林振興局林業課に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百九十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定に  
より、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十七年四月六日

鳥取県知事 平 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所  
米子市夜見町字砂濱三 三〇九七の一、三〇九七の二、三〇九八の二  
(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び米子市  
役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百九十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定に  
より、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十七年四月六日

鳥取県知事 平 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字陸上字平磯一八五八の一(次の図に示す部分に限  
る。)

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び岩美町  
役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百九十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定に  
より、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十七年四月六日

鳥取県知事 平 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

西伯郡中山町羽田井字遠茶畠一四二二の二、一四二二の九（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び中山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百九十六号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年四月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

(1) 八頭郡智頭町大字芦津字沖ノ山、字ワサビ谷七八四、大字中原字

焼小屋、字古屋皆地向、字東谷、字イカリ八七六の一、字本谷上ミ

平八七九の二、大字総地字籠山、大字宇波字宇波山、字物見谷、大

字奥本字那岐山、字本谷六九二の一、字石休八七五、大字西野字青

木、大字八河谷字綾木谷、字鳴滝山、大字駒帰字櫛波、大字真鹿野

字本谷奥七二七の二、七二八、七三〇の一、七三一の三、大字市瀬

字若サビ二五四二の一、二五四三（以上一二字及び一一筆国有林）

(2) 八頭郡船岡町大字大江字引尾谷一七七の三（国有林）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 變更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八頭郡郡家町大字明辺字深山本谷六八四の一、大字上津黒柳ケナル

四七二の二、字平木谷四七三の五、四七三の六、四七四の一、大字姫

路字内源山八〇四の一（以上六筆国有林）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 變更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課並びに智頭町役場、船岡町役場及び郡家町役場に供え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第三百九十七号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年四月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字中津字中津（国有林。次の図に示す部分に限る。）、  
大字坂本字坪谷奥、大字三徳字蛇谷、字三徳、字成谷、大字俵原字小畠  
谷、字丸山頭、大字中津字尼子、大字袖倉字山伏滝、字丹戸、大字鉛山  
字鉛山谷、大字柿谷字柿谷、大字福吉字福吉谷、大字田代字真山、大字  
福本字円渕四六九の一、四六九の七、字繁岩谷四七七の一、四七七の二、  
大字木地山字中小屋三一二の二から三一二の三まで、字狼谷奥九〇四の  
八、字人形山一〇〇九の五、一〇〇九の八、字大渕上一〇一〇の一、字

昭和五十七年四月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

田札谷一二三九の二、一二三九の九、字能谷奥八二六の二四、大字久原  
寺谷九四二の三七、大字加谷字下タノ谷七七〇の一（以上一三字及  
び一六筆国有林）

二 保安林として指定された目的  
水源のかん養

#### 三 變更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法  
(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をことができる立木は、倉吉地域森林計画で  
定める標準伐期齢以上のものとする。  
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥  
取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第三百九十八号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定に基づ  
き、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により次の  
とおり告示する。

昭和57年4月6日 火曜日

## 鳥取県公報

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
二百三十三	村下百枝	東伯郡三朝町	穂の採取並びに	村下百枝	東伯郡三朝町
二百三十四	藤原昭彦	大字勿賀二八	幼苗及び幼苗以	藤原昭彦	大字勿賀二八
二百三十五	牧田克己	八頭郡智頭町	外の苗木の育成	牧田克己	八頭郡智頭町
八	東伯郡北条町 大字米里一七	"	"	藤原昭彦	東伯郡北条町 大字米里
				苗畠	大字勿賀
				苗畠	八頭郡智頭町
				苗畠	東伯郡北条町 大字米里

より告示する。

昭和五十七年四月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 起業者の名称  
中国電力株式会社

## 二 事業の種類

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）に基づく電気工作物（水力発電所）の設置

## 三 立ち入ろうとする土地の区域

八頭郡用瀬町大字安藏、大字屋住及び大字江波地内

## 四 立ち入ろうとする期間

昭和五十七年四月十五日から昭和五十八年四月十四日まで

## 鳥取県告示第三百九十九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年四月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第四百一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十八条第四項の規定に基づき、鳥取県収納代理金融機関を次のように定めたので、同条第七項の規定により告示する。

昭和五十七年四月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地收回法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一條第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定に

7 昭和57年4月6日 火曜日

## 三井信託銀行株式会社

二 指定年月日

昭和五十七年三月三十一日

## 鳥取県告示第四百二号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取

県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和五十七年四月十四日から施行する。

昭和五十七年四月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 第三号の表中

一 勸業銀行	鳥取支店
一 勸業銀行	鳥取市末広温泉町

株式会

社山陰合同銀行鳥取支店

を

三井信託銀行株式会社	鳥取支店
三井信託銀行株式会社	鳥取市今町二丁

に改める。

## 鳥取県告示第四百三号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、

同条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年四月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

平林鴻三

三

指定年月日 番号

住 所

氏 名

売りさばき場所

昭和五十七年四月一日	四四二	鳥取市青葉町三丁目	鳥取市青葉町三丁目
丁目一一一番地	鳥取市青葉町三丁目	鳥取市青葉町三丁目	一一番地
組合連合会会長理事	鳥取市青葉町三丁目	鳥取市青葉町三丁目	鳥取県信用漁業協同組合連合会事務所
境港市昭和町九一七	鳥取市青葉町三丁目	鳥取市青葉町三丁目	鳥取県信用漁業協同組合連合会事務所

## 鳥取県告示第四百四号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号（廟の指定について）の一部を  
次のように改正する。

昭和五十七年四月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

平林鴻三

三

「鳥取県境港水産事務所 境港市栄町」を「鳥取県境港水産事務所 境

港市昭和町」に改める。

正

誤

昭和五十七年二月鳥取県告示第百八十三号（解除予定の保安林について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

九  
頁  
段

誤

正

二七五の一、大字河本字堂  
ノ平八一二の一、字流田向  
七七四、七七五（以上五筆  
について、次の図に示す部  
分に限る。）  
一一、七七五の二

二七五の一（以上二筆につい  
て、次の図に示す部分に限  
る。）、大字河本字堂ノ平八  
一二の四、字流田向七七四の  
二